

## 学校給食費の無償化について

四 国 部 会 提 出  
説 明 担 当 鳴 門 市

(理 由)

昭和29年の「学校給食法」の成立・施行以降、学校給食の普及充実が図られ、平成17年には「食育基本法」の成立・施行に伴い、学習指導要領に「食育の推進に関する規定」が盛り込まれ、食育の観点から学校給食の目標が充実されるなど、地産地消をはじめとした学校現場におけるさらなる食育の推進が法的に求められている。

また、近年、「こ食（孤、個、粉、固など）」に関する問題が注目され、子どもの食をめぐる状況は、成長・発達の重要な時期にもかかわらず、栄養素摂取の偏り、朝食の欠食、肥満や痩せの増加など、問題は多様化・深刻化しており、学校給食を通じての食育の推進は、さらに重要性を増している。

こうした中、平成29年度に文部科学省が実施した「学校給食費の無償化等の実施状況」の調査で、学校給食費（食材費）の全額又は一部補助を実施する自治体の存在が明らかになった。

この調査結果によると、無償化を実施している自治体は、ほとんどが町村であり、自治体間に格差が生じていることがうかがえる。

学教給食の提供に係る費用のうち、施設、設備及び人件費などの学校給食の運営に要する経費は、学校給食法の規定により、学校設置者の負担と位置付けられているが、それ以外の経費（主に食材費）については保護者の負担であり、義務教育期間の保護者負担の中で大きな割合を占めている。

子どもたち自身が食べる喜びと生きる力を身につけ、子どもたちの健やかな発達を保障するためにも、社会全体で支援し、安心して子育てができる環境を確保していく必要があると考える。

このことから、居住する地域によって格差を生じさせることなく、公教育の機会均等を図り、学校現場での食育をさらに推進するため、国においては、学校給食費の無償化に向けた財政措置を検討するよう強く要望する。